

【別紙】

## 全国土地改良事業団体連合会の概要

### 1 目的

都道府県土地改良事業団体連合会（土地改良区、市町村、農業協同組合が会員）及び土地改良事業を行う者（1万ヘクタールを超える土地改良区）を会員として、会員の事業の指導等を通じて、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。（土地改良法第111条の2、第111条の10）

### 2 設立

昭和32年に土地改良法が改正され、連合会が法律上位置づけられたことに伴い、昭和33年8月19日に設立

### 3 組織（2018年10月現在）

会員数 51団体（都道府県連合会 47 土地改良区 4）  
職員数 26人（事務職 12人 技術職 14人）

### 4 業務

#### 1) 法律で定められているもの（土地改良法第111条の9）

- ① 会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助
- ② 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- ③ 土地改良事業に関する調査及び研究
- ④ 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力
- ⑤ 全国連合会にあつては会員たる地方連合会の事業の指導
- ⑥ 前各号に掲げる事業のほか目的を達成するため必要な事業

#### 2) 具体的な活動

- ① 土地改良施設の維持管理事業等の啓発、推進指導及び支援
- ② 換地処分の啓発、推進指導及び支援
- ③ 土地改良負担金対策事業等の啓発、推進指導及び支援
- ④ 農業農村整備事業の担当者の意識高揚、技術力の向上のための研修会の実施及びマニュアルの作成
- ⑤ 農業農村整備事業に関する広報活動
- ⑥ 土地改良区の運営実態調査の実施